

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

第15回会議資料



日 時：平成16年3月26日（金）午後2時から
場 所：瀬戸町民センター 2階 会議室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

（ ） （ ） （ ） （ ）

4 . 議 事

協 議

< 報 告 >

報告第 2 7 号 各小委員会報告について

< 継続協議 >

協議第 8 号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

協議第 1 1 号 地方税の取扱いについて

協議第 1 2 号 使用料、手数料の取扱いについて

協議第 1 7 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 1 9 号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第 2 0 号 町字名の取扱いについて

協議第 3 2 号 公共的団体の取扱いについて（その ）

協議第 3 3 号 公共的団体の取扱いについて（その ）

協議第 6 号 財産の取扱いについて

協議第 1 5 号 地域審議会の取扱いについて

協議第 2 2 号 各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて

協議第 3 号 新町の名称について

その他

第 1 6 回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副会長（伊方町長）あいさつ

7 . 閉 会

配布資料一覧表

	ページ
(報告)	
1. 報告第27号 各小委員会報告について	1
(協議)	
< 継続協議 >	
2. 協議第 8号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて	2
3. 協議第11号 地方税の取扱いについて	
4. 協議第12号 使用料、手数料の取扱いについて	
5. 協議第17号 補助金、交付金等の取扱いについて	
6. 協議第19号 行政連絡機構の取扱いについて	
7. 協議第20号 町字名の取扱いについて	
8. 協議第32号 公共的団体の取扱いについて(その)	
9. 協議第33号 公共的団体の取扱いについて(その)	
10. 協議第 6号 財産の取扱いについて	3
11. 協議第15号 地域審議会の取扱いについて	22
12. 協議第22号 各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて	28
13. 協議第 3号 新町の名称について	
(その他)	
14. 第16回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について	34

報 告

報 告 第 2 7 号

各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成16年3月26日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

資 料

	ページ
1 . 住民小委員会	1 - 1
2 . 総務小委員会	1 - 2
3 . 行政組織小委員会	1 - 4
4 . 企画小委員会	1 - 5

平成16年3月15日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一様

住民小委員会
委員長 宮下寛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成16年3月15日(月) 午後1時30分～2時45分
開催場所	伊方町役場 3階 小会議室1
出席者	委員 12名(欠席 0名) 事務局 5名(増田事務局長、坂本班長、山本班長、加藤班長、竹内班長補佐)

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて(項目No.22)

国民健康保険事業の取扱いに関し、事務局から3町の保険給付事業、国民健康保険税の賦課徴収及び直営診療所運営事業についての調整方針(案)が提案され、その内容について審議を行いました。

調整方針(案)に対して、新町国民健康保険事業の健全な財政運営を基本として具体的な調整作業を進めることを求める意見や、国民健康保険税の収納率向上や滞納の解消に積極的に取り組み、公平な税務行政の推進を求める意見等が積極的に出され、審議が行われました。

審議の結果、調整方針(案)を原案のとおり承認し、決定いたしました。

なお、本案件につきましては、第15回合併協議会へ提案する予定としています。

以上

平成16年3月5日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一様

総務小委員会
委員長 樋田剛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、総務小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成16年3月5日(金) 午後3時20分 ~ 3時58分
開催場所	三崎町役場 2階 第1会議室
出席者	委員 12名 事務局 6名 (増田局長、山本班長、坂本班長、加藤班長、三好班長、竹内班長補佐)

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

町議会議員の任期及び定数の取扱いについて(項目 6)

第5回総務小委員会で継続審議になっていた調整案について審議した結果、次の2案を決定しました。

決定した調整案は、次のとおりです。

第1案

- ・合併特例法に定める「定数特例」及び「在任特例」は適用せず、合併時に設置選挙を実施することとする。
- ・議員定数は地方自治法に定める上限の22人とする。
- ・小選挙区制はとらない。

第2案

- ・合併特例法に定める「定数特例」及び「在任特例」は適用せず、合併時に設置選挙を実施することとする。
- ・議員定数は地方自治法に定める上限から2削減し、20人とする。
- ・設置選挙に限り、小選挙区制による選挙を実施することとし、旧町の範囲を1つの選挙区として次のとおり定数を定める。

旧伊方町の選挙区 10人

旧瀬戸町の選挙区 4人

旧三崎町の選挙区 6人

今後は、この2案を3町議会に提示し、各町議会の意見集約を受けて、審議することになりましたが、調整案の決定にあたっては、多数意見を尊重することとして継続審議になりました。

平成16年3月18日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一様

総務小委員会
委員長 樋田剛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、総務小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成16年3月18日(木) 午後3時30分 ~ 4時52分
開催場所	伊方町役場 全員協議会室
出席者	委員 8名(欠席 4名) 幹事 4名(菊池課長、浜口課長、森口課長、阿部課長) 事務局 6名(増田事務局長、山本班長、坂本班長、加藤班長、三好班長、竹内班長補佐)

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

町議会議員の任期及び定数の取扱いについて(項目 6)

3町議会の意見集約を受けて審議することとしていた2つの調整案の取扱いについては、現段階では各町議会の意見集約には至らず、3月末までに行う3町議会代表者会議の結果を受けて審議を行うということで、継続審議になりました。

財産の取扱いについて(項目 5)

事務局より基本調整方針(案)について説明を受け、審議した結果、基本調整方針を原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。

平成16年3月18日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一様

行政組織小委員会
委員長 山口和哉

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、行政組織小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成16年3月18日(木) 午後1時28分～1時58分
開催場所	伊方町役場 4階 全員協議会室
出席者	委員 12名(欠席0名) 事務局 6名(増田局長、山本班長、坂本班長、加藤班長、三好班長、竹内班長補佐) 専門部会 3名(菊池部会長、森口副部会長、阿部副部会長)
【 協議項目の審議の経過 】	
《継続協議》 <u>新町行政機構について</u>	
<p>機構及び組織については、合併協議会において既に基本調整方針の確認をいただいておりますが、具体的に新町の機構及び組織について検討するため、専門部会にその旨を指示いたしておりました。</p> <p>新町の行政機構について、専門部会で検討を行った現段階での組織機構の素案が提示され説明を受け審議いたしました。</p> <p>その結果、特に異議がなく、概ねその素案により新町の組織機構のあり方として了承し、細部については引き続き専門部会で検討することを指示いたしました。</p>	
<u>各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて(項目 No.22 -)</u>	
事務局より継続審議として提案されていた調整案について、審議した結果、現行のとおり新町に引き継ぐことを承認し決定いたしました。	

平成16年3月17日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一様

企画小委員会
委員長 石崎照夫

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成16年3月17日(水) 午後1時35分～3時07分
開催場所	伊方町役場 全員協議会室
出席者	委員 11名(欠席1名) 幹事 3名(浜口課長・近田課長・阿部課長) 事務局 5名(増田事務局長・山本班長・坂本班長・三好班長・竹内班長補佐)
<p>【 協議項目の審議の経過 】</p> <p>《継続協議》</p> <p><u>新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について(項目No10)</u></p> <p>事務局から新町建設計画に伴う経過及び今後のスケジュールについて説明がなされました。県への意見照会に伴う回答が届いていないため、協議を行うまでには至らず、次回の合併協議会に新町建設計画案の提案を行うことができない状況となりました。</p> <p>今後、県の指示事項に修正の必要があれば修正を行い、合併協議会での審議を経て、更に県との事前協議等が必要となるため、継続して審議することとなりました。</p> <p><u>地域審議会の取扱いについて(項目No11)</u></p> <p>地域審議会の取扱いについて、調整方針(案)が事務局から提案され審議致しました。審議の結果、制度の趣旨を鑑み「地域審議会を新町において設置する。」ということで原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認致しました。</p> <p><u>各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて(項目No22-)</u></p> <p>前回事務局から提案された調整方針(案)について、審議の結果、現行のとおり新町に引き継ぐことを確認致しました。</p>	

協 議

継続協議

協議第 8 号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて
平成 年 月 日 確認

協議第 11 号 地方税の取扱いについて
平成 年 月 日 確認

協議第 12 号 使用料、手数料の取扱いについて
平成 年 月 日 確認

協議第 17 号 補助金、交付金等の取扱いについて
平成 年 月 日 確認

協議第 19 号 行政連絡機構の取扱いについて
平成 年 月 日 確認

協議第 20 号 町字名の取扱いについて
平成 年 月 日 確認

協議第 32 号 公共的団体の取扱いについて(その)
平成 年 月 日 確認

協議第 33 号 公共的団体の取扱いについて(その)
平成 年 月 日 確認

平成 16 年 3 月 5 日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて提出する。

平成16年3月26日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一

財産の取扱い
伊方町、瀬戸町及び三崎町の所有する財産、公の施設及び債務は合併期日前日の決算をもって、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、伊方町及び瀬戸町が設置する次に掲げる目的基金は、従前の例によるものとする。 (1) 伊方町地区自治振興基金 (2) 伊方町農業水利推進基金 (3) 伊方町振興基金(仮称) (4) 瀬戸町小規模下水道施設維持基金
平成16年3月18日 総務小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 3月18日	合併協議会提案	平成16年 3月26日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	財産の取扱い (項目No. 5)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	伊方町、瀬戸町及び三崎町の所有する財産、公の施設及び債務は合併期日前日の決算をもって、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、伊方町及び瀬戸町が設置する次に掲げる目的基金は、従前の例によるものとする。 (1) 伊方町地区自治振興基金 (2) 伊方町農業水利推進基金 (3) 伊方町振興基金(仮称) (4) 瀬戸町小規模下水道施設維持基金		【調整方針確認日】

具体項目	伊方町 (平成14年度決算から)	瀬戸町 (平成14年度決算から)	三崎町 (平成14年度決算から)	調整の具体的内容																																																																																																																																																									
所有財産	<p>1 公有財産</p> <p>(1) 土地及び建物 単位: m²</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土地 (地積)</th> <th>建物 (延面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産</td> <td>452,147</td> <td>77,400</td> </tr> <tr> <td> 公有財産</td> <td>6,552</td> <td>5,169</td> </tr> <tr> <td> 本庁舎</td> <td>2,632</td> <td>3,565</td> </tr> <tr> <td> 消防施設</td> <td>2,553</td> <td>789</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>1,367</td> <td>815</td> </tr> <tr> <td> 公共用財産</td> <td>445,595</td> <td>72,231</td> </tr> <tr> <td> 学校</td> <td>74,525</td> <td>17,129</td> </tr> <tr> <td> 公営住宅</td> <td>21,664</td> <td>13,134</td> </tr> <tr> <td> 公園</td> <td>119,579</td> <td>643</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>229,827</td> <td>41,325</td> </tr> <tr> <td>普通財産</td> <td>89,594</td> <td>906</td> </tr> <tr> <td> 宅地</td> <td>5,982</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 山林</td> <td>33,419</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雑種地</td> <td>40,697</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>9,496</td> <td>906</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>541,741</td> <td>78,306</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 山林 土地 33,419m²</p>	区分	土地 (地積)	建物 (延面積)	行政財産	452,147	77,400	公有財産	6,552	5,169	本庁舎	2,632	3,565	消防施設	2,553	789	その他	1,367	815	公共用財産	445,595	72,231	学校	74,525	17,129	公営住宅	21,664	13,134	公園	119,579	643	その他	229,827	41,325	普通財産	89,594	906	宅地	5,982		山林	33,419		雑種地	40,697		その他	9,496	906	合計	541,741	78,306	<p>1 公有財産</p> <p>(1) 土地及び建物 単位: m²</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土地 (地積)</th> <th>建物 (延面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産</td> <td>318,552</td> <td>35,285</td> </tr> <tr> <td> 公有財産</td> <td>4,972</td> <td>2,675</td> </tr> <tr> <td> 本庁舎</td> <td>2,997</td> <td>2,163</td> </tr> <tr> <td> 消防施設</td> <td>1,975</td> <td>512</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 公共用財産</td> <td>313,580</td> <td>32,610</td> </tr> <tr> <td> 学校</td> <td>28,517</td> <td>7,158</td> </tr> <tr> <td> 公営住宅</td> <td>14,039</td> <td>3,241</td> </tr> <tr> <td> 公園</td> <td>203,676</td> <td>1,517</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>67,348</td> <td>20,694</td> </tr> <tr> <td>普通財産</td> <td>226,567</td> <td>6,764</td> </tr> <tr> <td> 宅地</td> <td>1,010</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 山林</td> <td>176,092</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雑種地</td> <td>49,461</td> <td>6,764</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>545,119</td> <td>42,049</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 山林 土地 176,092m²</p>	区分	土地 (地積)	建物 (延面積)	行政財産	318,552	35,285	公有財産	4,972	2,675	本庁舎	2,997	2,163	消防施設	1,975	512	その他			公共用財産	313,580	32,610	学校	28,517	7,158	公営住宅	14,039	3,241	公園	203,676	1,517	その他	67,348	20,694	普通財産	226,567	6,764	宅地	1,010		山林	176,092		雑種地	49,461	6,764	その他	4		合計	545,119	42,049	<p>1 公有財産</p> <p>(1) 土地及び建物 単位: m²</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土地 (地積)</th> <th>建物 (延面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産</td> <td>149,423</td> <td>38,820</td> </tr> <tr> <td> 公有財産</td> <td>4,583</td> <td>3,159</td> </tr> <tr> <td> 本庁舎</td> <td>4,583</td> <td>2,075</td> </tr> <tr> <td> 消防施設</td> <td>0</td> <td>1,084</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 公共用財産</td> <td>144,840</td> <td>35,661</td> </tr> <tr> <td> 学校</td> <td>46,691</td> <td>14,866</td> </tr> <tr> <td> 公営住宅</td> <td>4,983</td> <td>4,820</td> </tr> <tr> <td> 公園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>93,166</td> <td>15,975</td> </tr> <tr> <td>普通財産</td> <td>1,190,580</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 宅地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 山林</td> <td>1,181,414</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 雑種地</td> <td>9,166</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,340,003</td> <td>38,820</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 山林 土地 1,181,414 m²</p>	区分	土地 (地積)	建物 (延面積)	行政財産	149,423	38,820	公有財産	4,583	3,159	本庁舎	4,583	2,075	消防施設	0	1,084	その他			公共用財産	144,840	35,661	学校	46,691	14,866	公営住宅	4,983	4,820	公園			その他	93,166	15,975	普通財産	1,190,580	0	宅地			山林	1,181,414	0	雑種地	9,166	0	その他			合計	1,340,003	38,820	<p>平成15年度及び平成16年度の異動を確認して合併期日前日の決算をもって新町に引き継ぐ。</p>
区分	土地 (地積)	建物 (延面積)																																																																																																																																																											
行政財産	452,147	77,400																																																																																																																																																											
公有財産	6,552	5,169																																																																																																																																																											
本庁舎	2,632	3,565																																																																																																																																																											
消防施設	2,553	789																																																																																																																																																											
その他	1,367	815																																																																																																																																																											
公共用財産	445,595	72,231																																																																																																																																																											
学校	74,525	17,129																																																																																																																																																											
公営住宅	21,664	13,134																																																																																																																																																											
公園	119,579	643																																																																																																																																																											
その他	229,827	41,325																																																																																																																																																											
普通財産	89,594	906																																																																																																																																																											
宅地	5,982																																																																																																																																																												
山林	33,419																																																																																																																																																												
雑種地	40,697																																																																																																																																																												
その他	9,496	906																																																																																																																																																											
合計	541,741	78,306																																																																																																																																																											
区分	土地 (地積)	建物 (延面積)																																																																																																																																																											
行政財産	318,552	35,285																																																																																																																																																											
公有財産	4,972	2,675																																																																																																																																																											
本庁舎	2,997	2,163																																																																																																																																																											
消防施設	1,975	512																																																																																																																																																											
その他																																																																																																																																																													
公共用財産	313,580	32,610																																																																																																																																																											
学校	28,517	7,158																																																																																																																																																											
公営住宅	14,039	3,241																																																																																																																																																											
公園	203,676	1,517																																																																																																																																																											
その他	67,348	20,694																																																																																																																																																											
普通財産	226,567	6,764																																																																																																																																																											
宅地	1,010																																																																																																																																																												
山林	176,092																																																																																																																																																												
雑種地	49,461	6,764																																																																																																																																																											
その他	4																																																																																																																																																												
合計	545,119	42,049																																																																																																																																																											
区分	土地 (地積)	建物 (延面積)																																																																																																																																																											
行政財産	149,423	38,820																																																																																																																																																											
公有財産	4,583	3,159																																																																																																																																																											
本庁舎	4,583	2,075																																																																																																																																																											
消防施設	0	1,084																																																																																																																																																											
その他																																																																																																																																																													
公共用財産	144,840	35,661																																																																																																																																																											
学校	46,691	14,866																																																																																																																																																											
公営住宅	4,983	4,820																																																																																																																																																											
公園																																																																																																																																																													
その他	93,166	15,975																																																																																																																																																											
普通財産	1,190,580	0																																																																																																																																																											
宅地																																																																																																																																																													
山林	1,181,414	0																																																																																																																																																											
雑種地	9,166	0																																																																																																																																																											
その他																																																																																																																																																													
合計	1,340,003	38,820																																																																																																																																																											

協議項目(番号)	財産の取扱い	(項目No. 5)	関係項目	
----------	--------	-----------	------	--

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	調整の具体的内容
所有財産	(3) 動 産 浮棧橋 3個 気象観測塔 2本	(3) 動 産	(3) 動産 なし	
	(4) 物 権 なし	(4) 物 権 なし	(4) 物権 地上権 110,577㎡	
	(5) 無体財産権 なし	(5) 無体財産権 なし	(5) 無体財産権 なし	
	(6) 有価証券 なし	(6) 有価証券 なし	(6) 有価証券 宇和島運輸株式会社 25,950 円	

協議項目(番号)	財産の取扱い	(項目No. 5)	関係項目	
----------	--------	-----------	------	--

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	調整の具体的内容
所有財産	(7) 出資による権利 単位：千円 愛媛県信用保証協会出捐金 398 愛媛県農業信用基金協会出資金 4,930 愛媛県漁業信用基金協会出資金 1,650 愛媛県中小企業情報センター出捐金 90 愛媛県文化振興財団出捐金 607 愛媛県労働者信用基金協会出捐金 360 愛媛県まちづくり総合センター出捐金 660 愛媛の森林基金出捐金 2,291 愛媛県栽培漁業基金出捐金 6,259 八西地域総合情報センター出捐金 10,000 愛媛県国際交流協会出捐金 307 砂防フロンティア整備推進機構出捐金 27 愛媛県廃棄物処理センター出捐金 36 八大ふるさと市町村圏基金出資金 76,845 県農林漁業後継者育成基金出捐金 2,371 南予水道企業団出資金 100,631 八西森林組合出資金 2,585 愛媛腎臓バンク出捐金 108 愛媛県暴力追放推進センター出捐金 883 (株)クリエイト伊方出資金 4,500 伊方町水道企業会計出資金 171,077 伊方町土地開発公社出資金 5,000 伊方町原子力広報センター出捐金 2,000 伊方町社会福祉協議会出捐金 116,450 (平成16年度末6,450千円) 合 計 510,065 平成16年度以降出資予定 ウインドファーム(仮称)20,000千円(予定)	(7) 出資による権利 単位：千円 愛媛県信用保証協会出捐金 139 愛媛県農業信用基金協会出資金 210 愛媛県漁業信用基金協会出資金 1,300 愛媛県中小企業情報センター出捐金 52 愛媛県文化振興財団出捐金 136 愛媛県労働者信用基金協会出捐金 130 愛媛県まちづくり総合センター出捐金 187 愛媛の森林基金出捐金 671 愛媛県栽培漁業推進基金出捐金 4,027 八西地域総合情報センター出捐金 3,000 愛媛県国際交流協会出捐金 172 砂防フロンティア整備推進機構出捐金 24 愛媛県廃棄物処理センター出捐金 19 八大ふるさと市町村圏基金出資金 48,885 県農林漁業後継者育成基金出捐金 1,195 南予水道企業団出資金 67,653 愛媛県スポーツ振興事団出捐金 362 愛媛県保健医療財団出捐金 290 愛媛県開拓融資保証協会出資金 25 株式会社アグリ瀬戸出資金 5,900 株式会社ウインドヒル出資金 30,000 合 計 164,377	(7) 出資による権利 単位：千円 愛媛県信用保証協会出捐金 97 愛媛県農業信用基金協会出捐金 1,060 愛媛県漁業信用基金協会出資金 1,850 愛媛県中小企業情報センター出捐金 70 愛媛県文化振興財団出捐金 188 愛媛県労働者信用基金協会出捐金 200 愛媛県まちづくり総合センター出捐金 246 愛媛の森林基金出捐金 893 愛媛県栽培漁業基金出捐金 7,310 八西地区総合情報センター出捐金 3,000 愛媛県国際交流協会出捐金 227 砂防フロンティア整備推進機構出捐金 27 愛媛県廃棄物処理センター出捐金 25 八大ふるさと市町村圏基金出資金 58,965 愛媛県農林漁業後継者育成基金出捐金 2,165 南予水道企業団出資金 95,529 八西地区森林組合出資金 2,422 愛媛腎臓バンク出捐金 86 愛媛県暴力追放推進センター出捐金 622 愛媛県スポーツ振興事業団出捐金 520 愛媛県保健医療財団出捐金 416 合 計 175,918 平成16年度以降出資予定 風車(仮称)3,000千円(予定)	
	(8) 不動産の信託の受益権 なし	(8) 不動産の信託の受益権 なし	(8) 不動産の信託の受益権 なし	
	「一部事務組合等の取扱いについて」(平成15年12月15日第12回合併協議会確認) (調整の内容) ・伊方町土地開発公社については、すべて新町に引き継ぎ (新町名)土地開発公社として存続するものとする。 ・第三セクターについては、現行どおり新町に引き継ぐ。(伊方町：(株)クリエイト伊方・瀬戸町：株式会社アグリ、瀬戸株式会社ウインドヒル) ・3町が出資する財団法人等の出捐・出資については、すべて新町に引き継ぐ。			

協議項目(番号)	財産の取扱い	(項目No. 5)	関係項目	
----------	--------	-----------	------	--

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	調整の具体的内容
所有財産	2 物品	2 物品	2 物品	
	(1) 車両	(1) 車両	(1) 車両	
	消防自動車 3台 消防ポンプ積載車 17台 大型乗用自動車 6台 小型マイクロバス 2台 給食運送車 2台 集じん車 3台 その他 28台 合 計 61台	消防自動車 2台 消防ポンプ積載車 11台 大型乗用自動車 1台 小型マイクロバス 5台 給食運送車 1台 集じん車 1台 その他 32台 合 計 53台	消防自動車 2台 消防ポンプ積載車 19台 大型乗用自動車 1台 小型マイクロバス 7台 給食運送車 -台 集じん車 1台 その他 18台 合 計 48台	
(2) 装置	(2) 装置	(2) 装置		
オフコン無停電装置 1台 防災行政無線装置 親局 1局 (固定系) 屋外小局 27局 個別受信局 2,700局 中継局 1局 防災行政無線装置 基地局 1局 (移動系) 移動局(車用) 11局 " (携帯用) 6局 中継局 1局	防災行政無線装置 (固定系) 基地局 1局 中継局 1局 小局 23局 (移動系) 基地局 1局 中継局 1局 移動局 56局 (車+携帯) 風力発電装置 1基 移動通信用基地局(鉄塔) 2局	防災行政無線装置 親局 1局 (固定系) 屋外拡声小局 49局 個別受信局 46局 中継局 1局 防災行政無線装置 基地局 1局 (移動系) 移動局(車用) 5局 " (携帯用) 5局 中継局 1局		
3 債権	3 債権	3 債権	3 債権	
(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)	
奨学資金貸付金 234,275 住宅新築資金等貸付金 19,901 合 計 254,176	奨学資金貸付金 47,265 住宅新築資金等貸付金 18,321 合 計 65,586	奨学資金貸付金 0 住宅新築資金等貸付金 1,071 合 計 1,071		

協議項目(番号)	財産の取扱い	(項目No. 5)	関係項目
----------	--------	-----------	------

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	調整の具体的内容
所有財産	4 基金 (単位：千円) 一般財政調整基金 3,598,388 町債管理基金 955,949 土地開発基金 113,155 ふるさと創生基金 10,204 地域福祉基金 163,541 ふるさと水と土保全基金 10,680 国民健康保険財政調整基金 35,891 介護給付費準備基金 1,415 電源交付金施設維持基金 142,678 用品調達基金 1,700 庁用自動車購入基金 5,165 (平成16年度末0千円) 人材育成基金 98,693 (平成15年度廃止・平成16年度末0千円) 生涯学習施設建設基金 303,000 (平成16年度廃止予定・平成16年度末0千円) 愛媛県証紙購入基金 300 奨学資金貸付基金 241,000 物産展示即売基金 1,000 (例外的取扱いを要する基金) 地区自治振興基金 660,227 農業水利推進基金 695,591 振興基金(仮称) 新設 合計 7,038,577	4 基金 (単位：千円) 財政調整基金 497,298 (平成16年度末250,000千円・財源不足に充当) 減債基金 363,673 (平成16年度末364,003千円) 土地開発基金 115,043 ふるさと創生基金 45,089 地域福祉基金 136,822 ふるさと水と土保全基金 10,000 国民健康保険財政調整基金 20,090 (平成16年度末32,000千円) 介護給付費準備基金 3,488 公共施設維持基金 92,946 庁舎等建築基金 135,654 (平成16年度末0千円・庁舎耐震・改修工事) 直診財政調整基金 98,196 (平成16年度末78,368千円) (例外的取扱いを要する基金) 小規模下水道基金 5,747 (平成16年度末25,600千円) 合計 1,524,046	4 基金 (単位：千円) 財政調整基金 184,203 (平成16年度末0千円・財源不足に充当) 減債基金 114,573 土地開発基金 306㎡ 79,665 ふるさと創生基金 13,765 地域福祉基金 52,635 ふるさと水と土保全基金 10,000 国民健康保険財政調整基金 113,377 (平成16年度末53,434千円・当初予算取崩し60,000千円) 介護給付費準備基金 20,070 (平成16年度末16,175千円・当初予算取崩し3,094千円) 用品調達基金 1,000 地域振興基金 18,349 (平成16年度末0千円・平成16年度廃止・財源不足に充当) 特定農山村振興基金 13,310 (平成16年度末0千円・当初予算取り崩し) まちづくり基金 50,900 (平成16年度末0千円・平成16年度廃止・財源不足に充当) 観光開発基金 35,804 (平成16年度末0千円・平成16年度廃止・財源不足に充当) 合計 707,651	財政調整基金については、合併に必要な応分な経費を勘案し、その総額をもって新町に引き継ぐものとする。 3町の所有する国民健康保険財政調整基金については、合併時に新町に引き継ぐものとするが、その額は、それぞれ国の示す基金保有割合(保険給付費の5%)以上を確保するものとする。
	5 財産区有財産 なし	5 財産区有財産 なし	5 財産区有財産 なし	

協議項目(番号)	財産の取扱い	(項目No. 5)	関係項目
----------	--------	-----------	------

具体項目	負の財産の内訳				調整の具体的内容
1. 地方債の現在高	(単位：千円)				<p>【資料：平成14年度決算統計】</p> <p>地方債の区分中(番号)は決算統計の表中番号に同じ。</p> <p>3町に関係のない地方債については記載省略</p> <p>1.(3)と重複</p>
	地方債の区分	伊方町	瀬戸町	三崎町	
	1. 普通会計				
	(1)一般公共事業債	2,650,954	836,000	342,151	
	(2)一般単独事業債	277,736	52,001	795,552	
	(3)公営住宅建設事業債	284,244	199,359	135,296	
	(4)義務教育施設整備事業債	409,679	53,459	485,112	
	(5)辺地対策事業債	0	503,234	277,447	
	(7)災害復旧事業債	155,160	103,287	71,106	
	(8)一般廃棄物処理事業債	499,711	30,771	39,000	
	(9)厚生福祉施設整備事業債	495,325	0	1,835	
	(14)過疎対策事業債	0	938,277	495,193	
	(16)地域改善対策特定事業債	286,388	311,928	2,644	
	(19)財源対策債	102,524	12,207	1,221,861	
	(20)減収補てん債			1,500	
	(21)臨時財政特例債	10,057	8,925	18,104	
	(22)公共事業等臨時特例債	549	6,136	3,610	
	(23)減税補填債	77,238	41,860	56,448	
	(24)臨時税収補填債	39,472	11,689	18,905	
	(25)臨時財政対策債	0	132,752	160,000	
	(26)調整債	95,086	44,138	103,114	
	(28)その他	11,029	7,519	10,766	
	普通会計合計	5,395,152	3,293,542	4,239,644	
	2. 国民健康保険事業	86,717	326,907	15,394	
3. 簡易水道事業	436,101	435,708	402,193		
4. 下水道事業(漁業集落排水事業)	346,800	0	0		
5. 下水道事業(特環)	40,500				
6. 住宅新築資金事業		13,619	1,071		
7. 介護サービス事業	100,000				
総計	6,405,270	4,069,776	4,658,302		
2. 債務負担行為の状況	(単位：千円)				
	区 分	伊方町	瀬戸町	三崎町	
	1. 物件の購入等に係るもの	922,127	0	81,463	
	2. 債務保証等に係るもの	0	0		
	3. その他	1,129,533	266,258	6,998	
合計	2,051,660	266,258	88,461		
				<p>【資料：平成14年度決算統計】</p> <p>数値は15年度以降の支出予定額</p>	

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて提出する。

平成16年3月26日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一

地域審議会の取扱い
市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、新町において設置する。 地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、別紙のとおり定めるものとする。
平成16年3月17日 企画小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 3月17日	合併協議会提案	平成16年 3月26日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	地域審議会の取扱い (項目 No. 11)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、新町において設置する。 地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、別紙のとおり定めるものとする。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	備考 (関係法令等)
<p>1 制度の趣旨 地域審議会は、合併によって住民の意見が新町の施策に反映されにくくなるとの懸念に対応し、平成11年改正の合併特例法の規定により、合併関係市町村の旧市町村の区域にかかる事務等に関し、新町長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、町長に意見を述べるができるよう、創設されました。 「審議会」…各種の行政機関の諮問に答えて、あるいは自発的に一定事項を調査審議したり、審査したりする機能を持ついわゆる諮問機関</p> <p>2 設置の手続き 地域審議会は、地方自治法の規定に基づく合併市町村の長の付属機関であり、本来、地方公共団体が条例で設けるものですが、制度の趣旨から合併市町村の代表である法定協議会で、合併前に決定できることとされており、「合併関係市町村の協議により・期間を定めて・合併関係市町村の区域であった区域ごと」に設置することができることとされています。 * 地域審議会の設置は、従来一体性があつた合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村の区域を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。</p> <p>3 組織及び運営 地域審議会を組織する「構成員の定数、任期、任免その他の組織及び運営に関し必要な事項」についても、合併関係市町村の協議により定めるものとされています。</p> <p>4 議会の議決及び告示 地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については、合併関係市町村議会の議決を経て、その内容を告示しなければならないとされています。</p> <p>5 地域審議会の役割 どのような役割を持つかについては、地域の実情に応じて判断されるべきものですが、一般的には、合併市町村の長の諮問に応じて審議する事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村建設計画の変更 ・市町村建設計画の執行状況(定期的) ・当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用 ・予算編成の際の事業等に関する要望 ・基本構想・各種計画の策定・変更などが考えられ、また、 	<p>市町村の合併の特例に関する法律</p> <p>(市町村建設計画の作成及び変更)</p> <p>第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。</p> <p>(1) 合併市町村の建設の基本方針</p> <p>(2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項</p> <p>(3) 公共的施設の総合整備に関する事項</p> <p>(4) 合併市町村の財政計画</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。</p> <p>8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。(地域審議会)</p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p>

町長に意見を述べる必要がある事項としては、

- ・市町村建設計画の執行状況（随時的）
- ・公共施設の設置、管理運営
- ・福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況などが考えられます。

6 地域審議会の設置期間

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度ですので、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置されるものです。

設置期間を決定するに当たっては、市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聴くこととされていることなどから、市町村建設計画の期間（伊方町・瀬戸町・三崎町の場合、10年間）も考慮されることが適当です。ただ、著しい長期間が設定され、かえって行政運営の妨げになるようなことがないようにする必要があります。

（市町村合併ハンドブック等より引用）

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地方債の特例等）

第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費（次項において「特定経費」という。）については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- (1) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- (2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- (3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金積立て

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 3月17日	合併協議会提案	平成16年 3月26日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	地域審議会の取扱い (項目 No. 11)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局

設置並びに組織及び運営に関する事項	備 考								
<p>地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する事項(案)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="400 787 1216 955"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設 置 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊方地区地域審議会</td> <td>合併前の伊方町の区域</td> </tr> <tr> <td>瀬戸地区地域審議会</td> <td>合併前の瀬戸町の区域</td> </tr> <tr> <td>三崎地区地域審議会</td> <td>合併前の三崎町の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(設置期間)</p> <p>第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、新町の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じ審議し、答申する。</p> <p>(1) 新町建設計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 新町建設計画の執行状況に関する事項</p> <p>(3) 地域振興のための基金の活用に関する事項</p> <p>(4) 新町の基本構想の策定及び変更に関する事項</p> <p>(5) 当該区域についてのみ行われる事務・事業に関する事項</p> <p>2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。</p> <p>(組 織)</p> <p>第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。</p> <p>(委 員)</p> <p>第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げる者の内から、町長が委嘱する。</p> <p>(1) 公共的団体の役職員等</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(任 期)</p> <p>第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	名 称	設 置 区 域	伊方地区地域審議会	合併前の伊方町の区域	瀬戸地区地域審議会	合併前の瀬戸町の区域	三崎地区地域審議会	合併前の三崎町の区域	
名 称	設 置 区 域								
伊方地区地域審議会	合併前の伊方町の区域								
瀬戸地区地域審議会	合併前の瀬戸町の区域								
三崎地区地域審議会	合併前の三崎町の区域								

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。但し、委員の委嘱後、任期期間中最初の会議は町長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、 課において処理する。

(補則)

第10条 この事項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 3月17日	合併協議会提案	平成16年 3月26日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	地域審議会の取扱い (項目No. 11)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局

先進地事例		備考		
(地域審議会設置に関する事例)				
【設置しない合併市町村の例】				
香川県 東かがわ市	各町の議会議員が在任特例で在任するので、旧町の意見等は集約できると考えるため、地域審議会を設ける必要がない。 (平成17年3月31日まで在任)			
香川県 さぬき市	均衡のとれた一体性のある発展を行うため、新市に移行後附属機関を設置する。			
滋賀県 石部・甲西 合併協議会	2町により新設合併であり、また従来から両町とも関係団体、区もしくは自治会を通じて幅広く地域の意見や要望を聴いていることから、新市において、住民の意見が施策に反映されにくくなる懸念は薄いと考えるため。			
【設置及び設置予定合併市町村の例】				
	新居浜市	東宇和・三瓶町 合併協議会	宇摩合併協議会	南宇和合併協議会
設置	旧別子山村 (編入合併)	明浜町・宇和町・野村町 ・城川町・三瓶町	土居町・新宮村	一本松町・城辺町・御 荘町・内海村・西海町
所掌 事項	建設計画の変更及び執行 状況、基金の用途、その 他市長が必要と認める事 項に関し意見を述べる。	建設計画の変更及び執行 状況、基金の活用、新町 の基本構想の作成及び変 更。その他市長が必要と 認める事項に関し意見を 述べる。	建設計画の変更及び執行 状況、基金の活用、新市 の基本構想の作成及び変 更。その他市長が必要と 認める事項に関し意見を 述べる。	建設計画の変更及び 執行状況、基金の活用、 新町の基本構想の作成 及び変更。その他町長 が必要と認める事項に 関し意見を述べる。
組織	委員は7人以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験者 ・公募により選任(3人 以内)	委員は15人以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験者	委員は15人以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験者	委員は15人以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験者
任期	2年間	2年間	2年間	2年間
役員	会長 - 1人 副会長 - 1人	会長 - 1人 副会長 - 1人	会長 - 1人 副会長 - 1人	会長 - 1人 副会長 - 1人
設置 期間	H15.4.1 ~ 25.3.31 (10年)	H16.4.1 ~ 26.3.31 (10年)	H16.4 ~ 27.3.31 (11年)	H16.10 ~ 27.3.31 (10年6ヶ月)
合併	H15.4.1	H16.4.1 予定	H16.4.1 予定	H16.10.1 予定

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月26日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井 上 善 一

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱い

- 1 療養の給付の内容については、合併時に伊方町の制度に統一する。
- 2 各種検診に対する助成事業は、新町においても実施するものとし、助成の内容については合併までに調整し、統一するものとする。
- 3 人間ドック費用の一部助成事業は、合併後に伊方町の制度をもとに統合するものとするが、対象者については、新町の国保運営協議会にて検討のうえ調整する。
- 4 被保険者証は、三崎町の例によりカード化する。
- 5 高額療養費貸付事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。
- 6 国民健康保険運営協議会は、合併時に伊方町の組織を基本に統合する。
- 7 3町の所有する国民健康保険財政調整基金については、合併時に新町に引き継ぐものとするが、その額は、それぞれ国の示す基金保有割合（保険給付費の5%）以上を確保するものとする。
- 8 国民健康保険税の賦課方式及び軽減措置については、合併時に伊方町の制度に統合する。
- 9 納期については、6月から3月までの10期とする。
- 10 国民健康保険税の税率については、合併後3年を目途に、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することができる適正な税率を基準に統一するものとし、新町において段階的に調整する。
- 11 国民健康保険直営診療所は、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、4診療所の運営にあたっては、新町において「診療所連絡会（仮称）」を設置して、各診療所間の連絡調整を図ると共に、地域医療を担う中での位置づけを明らかにするとともに、本庁直轄管理のもとで均衡ある医療サービスの提供の観点に留意して、経営方針等の一本化を図るものとする。
- 12 4診療所が有する施設整備に係る公債費及び三崎町が有する診療所関係の累積債務については、新町に引き継ぎ、一般会計から措置する繰出金によって処理するものとするが、繰出金の額及びその解消の期間については、新町において財政運営に支障が生じないよう調整するものとする。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年3月15日	合併協議会提案	平成16年3月26日
--------	------------	---------	------------

協議項目（番号）	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22- ①)	関係項目	国民健康保険事業
事務事業・制度名	国民健康保険事業（その1：保険給付事業、国民健康保険税）	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	<p>1 療養の給付の内容については、合併時に伊方町の制度に統一する。</p> <p>2 各種検診に対する助成事業は、新町においても実施するものとし、助成の内容については合併までに調整し、統一するものとする。</p> <p>3 人間ドック費用の一部助成事業は、合併後に伊方町の制度をもとに統合するものとするが、対象者については、新町の国保運営協議会にて検討のうえ調整する。</p> <p>4 被保険者証は、三崎町の例によりカード化する。</p> <p>5 高額療養費貸付事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。</p> <p>6 国民健康保険運営協議会は、合併時に伊方町の組織を基本に統合する。</p> <p>7 3町の所有する国民健康保険財政調整基金については、合併時に新町に引き継ぐものとするが、その額は、それぞれ国の示す基金保有割合（保険給付費の5%）以上を確保するものとする。</p> <p>8 国民健康保険税の賦課方式及び軽減措置については、合併時に伊方町の制度に統合する。</p> <p>9 納期については、6月から3月までの10期とする。</p> <p>10 国民健康保険税の税率については、合併後3年を目途に、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することができる適正な税率を基準に統一するものとし、新町において段階的に調整する。</p>		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
保険給付事業	療養の給付 国の制度どおり 療養費 国の制度どおり 高額療養費 国の制度どおり 出産育児一時金 1件 300,000円 葬祭費 1件 20,000円	療養の給付 国の制度どおり 療養費 国の制度どおり 高額療養費 国の制度どおり 出産育児一時金 1件 300,000円 葬祭費 1件 5,000円	療養の給付 国の制度どおり 療養費 国の制度どおり 高額療養費 国の制度どおり 出産育児一時金 1件 300,000円 葬祭費 1件 10,000円	<ul style="list-style-type: none"> 療養の給付の内容については、合併時に伊方町の制度に統一する。
保健事業	各種検診に対する助成事業 肺ガン 300円 胃ガン 500円 大腸ガン 500円 子宮ガン 400円 人間ドック費用の一部助成事業 対象者 厄年の国保加入者 助成額 41,000円 ※消費税分は本人負担 健康パンフレット等の印刷・配布 健康関連・エイズパンフレットの配布	※制度なし ※制度なし	※制度なし ※制度なし 健康パンフレット等の印刷・配布 「三崎町の健康」の印刷製本、配布	<ul style="list-style-type: none"> 各種検診に対する助成事業は、新町においても実施するものとし、助成の内容については合併までに調整し、統一するものとする。 人間ドック費用の一部助成事業は、合併後に伊方町の制度をもとに統合するものとするが、対象者については、新町の国保運営協議会にて検討のうえ調整する。 「(新町名)の健康」を新たに作成し、ハンドブック等と共に配布するものとする。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年3月15日	合併協議会提案	平成16年3月26日
--------	------------	---------	------------

協議項目（番号）	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22- ①)	関係項目	国民健康保険事業
事務事業・制度名	国民健康保険事業（その1：保険給付事業、国民健康保険税）	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
被保険者証	世帯単位の被保険者証	世帯単位の被保険者証	カード化された個人単位の被保険者証	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証は、三崎町の例によりカード化する。
健康優良家庭表彰事業	健康世帯表彰 一定の期間療養のの給付を受けなかつた健康世帯を表彰する。 健康老人表彰 前年度1年間医療を受けなかつた健康老人を表彰する。	※制度なし	健康世帯表彰 一定の期間療養の給付を受けなかつた健康世帯を表彰する。	<ul style="list-style-type: none"> 健康優良家庭表彰事業については、合併後、伊方町の制度に統合する。
高額療養費貸付事業	貸付金額 高額療養費相当額の90%以内の額 貸付金の償還 高額療養費支給時に精算 年間予算額（15年度予算） 1,500,000円	貸付金額 高額療養費相当額の95%以内の額 貸付金の償還 高額療養費支給時に精算 年間予算額（15年度予算） 2,000,000円	貸付金額 高額療養費相当額の90%以内の額 貸付金の償還 高額療養費支給時に精算 年間予算額（15年度予算） 4,000,000円	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費貸付事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。
出産資金貸付事業	対象者 出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる被保険者の属する世帯主 貸付金額 出産育児一時金支給見込額の80%以内 貸付金の償還 出産育児一時金支給時に精算 年間予算額（15年度予算） 240,000円	※制度なし	※制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 出産資金貸付事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年3月15日	合併協議会提案	平成16年3月26日
--------	------------	---------	------------

協議項目（番号）	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22- ①)	関係項目	国民健康保険事業
事務事業・制度名	国民健康保険事業（その1：保険給付事業、国民健康保険税）	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現 況 や 課 題 等			具体的な調整方法																																																																				
	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町																																																																					
国民健康保険運営審議会	<p>目的 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>委員定数</p> <p>被保険者を代表する委員 3人 医療機関を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人</p> <p>任期 2年 会議開催回数 年 2回</p>	<p>目的 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>委員定数</p> <p>被保険者を代表する委員 2人 医療機関を代表する委員 2人 公益を代表する委員 2人</p> <p>任期 2年 会議開催回数 年 1回</p>	<p>目的 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>委員定数</p> <p>被保険者を代表する委員 3人 医療機関を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人</p> <p>任期 2年 会議開催回数 年 1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険運営協議会は、合併時に伊方町の組織を基本に統合する。 ・ 3町の所有する国民健康保険財政調整基金については、合併時に新町に引き継ぐものとするが、その額は、それぞれ国の示す基金保有割合（保険給付費の5%）以上を確保するものとする。 ・ 国民健康保険税の賦課方式及び軽減措置については、合併時に伊方町の制度に統合する。 ・ 納期については、6月から3月までの10期とする。 ・ 国民健康保険税の税率については、合併後3年を目途に、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することができる適正な税率を基準に統一するものとし、新町において段階的に調整する。 																																																																				
国保財政調整基金	平成14年度末保有額 67,490,477円	平成14年度末保有額 20,067,000円	平成14年度末保有額 113,277,000円																																																																					
国民健康保険税	<p>税率（平成15年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="4" style="text-align: center;">医療分</td><td>所得割額</td><td style="text-align: center;">6.0/100</td></tr> <tr><td>資産割額</td><td style="text-align: center;">40/100</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td style="text-align: center;">1人につき 20,900円</td></tr> <tr><td>平等割額</td><td style="text-align: center;">1世帯につき26,400円</td></tr> <tr><td rowspan="4" style="text-align: center;">介護分</td><td>所得割額</td><td style="text-align: center;">0.7/100</td></tr> <tr><td>資産割額</td><td style="text-align: center;">6.5/100</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td style="text-align: center;">1人につき 5,500円</td></tr> <tr><td>平等割額</td><td style="text-align: center;">1世帯につき3,700円</td></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">課税限度額</td><td>基礎課税額</td><td style="text-align: center;">530,000円</td></tr> <tr><td>介護課税額</td><td style="text-align: center;">80,000円</td></tr> </table> <p>納期 6月から3月までの 10期 軽減措置 2割・5割・7割の3段階の軽減措置</p>	医療分	所得割額		6.0/100	資産割額	40/100	均等割額	1人につき 20,900円	平等割額	1世帯につき26,400円	介護分	所得割額	0.7/100	資産割額	6.5/100	均等割額	1人につき 5,500円	平等割額	1世帯につき3,700円	課税限度額	基礎課税額	530,000円	介護課税額	80,000円	<p>税率（平成15年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="4" style="text-align: center;">医療分</td><td>所得割額</td><td style="text-align: center;">7.2/100</td></tr> <tr><td>資産割額</td><td style="text-align: center;">52/100</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td style="text-align: center;">1人につき 22,500円</td></tr> <tr><td>平等割額</td><td style="text-align: center;">1世帯につき28,200円</td></tr> <tr><td rowspan="4" style="text-align: center;">介護分</td><td>所得割額</td><td style="text-align: center;">1.0/100</td></tr> <tr><td>資産割額</td><td style="text-align: center;">6.9/100</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td style="text-align: center;">1人につき 6,400円</td></tr> <tr><td>平等割額</td><td style="text-align: center;">1世帯につき3,400円</td></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">課税限度額</td><td>基礎課税額</td><td style="text-align: center;">530,000円</td></tr> <tr><td>介護課税額</td><td style="text-align: center;">80,000円</td></tr> </table> <p>納期 6月から3月までの 10期 軽減措置 2割・5割・7割の3段階の軽減措置</p>	医療分	所得割額	7.2/100	資産割額	52/100	均等割額	1人につき 22,500円	平等割額	1世帯につき28,200円	介護分	所得割額	1.0/100	資産割額	6.9/100	均等割額	1人につき 6,400円	平等割額	1世帯につき3,400円	課税限度額	基礎課税額	530,000円	介護課税額	80,000円	<p>税率（平成15年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="4" style="text-align: center;">医療分</td><td>所得割額</td><td style="text-align: center;">8.07/100</td></tr> <tr><td>資産割額</td><td style="text-align: center;">69.7/100</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td style="text-align: center;">1人につき 25,200円</td></tr> <tr><td>平等割額</td><td style="text-align: center;">1世帯につき28,600円</td></tr> <tr><td rowspan="4" style="text-align: center;">介護分</td><td>所得割額</td><td style="text-align: center;">0.6/100</td></tr> <tr><td>資産割額</td><td style="text-align: center;">5.8/100</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td style="text-align: center;">1人につき 5,500円</td></tr> <tr><td>平等割額</td><td style="text-align: center;">1世帯につき3,400円</td></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">課税限度額</td><td>基礎課税額</td><td style="text-align: center;">530,000円</td></tr> <tr><td>介護課税額</td><td style="text-align: center;">80,000円</td></tr> </table> <p>納期 7月から2月までの 8期 軽減措置 4割・6割の2段階の軽減措置</p>	医療分	所得割額	8.07/100	資産割額	69.7/100	均等割額	1人につき 25,200円	平等割額	1世帯につき28,600円	介護分	所得割額	0.6/100	資産割額	5.8/100	均等割額	1人につき 5,500円	平等割額	1世帯につき3,400円	課税限度額	基礎課税額	530,000円	介護課税額
医療分	所得割額		6.0/100																																																																					
	資産割額		40/100																																																																					
	均等割額		1人につき 20,900円																																																																					
	平等割額	1世帯につき26,400円																																																																						
介護分	所得割額	0.7/100																																																																						
	資産割額	6.5/100																																																																						
	均等割額	1人につき 5,500円																																																																						
	平等割額	1世帯につき3,700円																																																																						
課税限度額	基礎課税額	530,000円																																																																						
	介護課税額	80,000円																																																																						
医療分	所得割額	7.2/100																																																																						
	資産割額	52/100																																																																						
	均等割額	1人につき 22,500円																																																																						
	平等割額	1世帯につき28,200円																																																																						
介護分	所得割額	1.0/100																																																																						
	資産割額	6.9/100																																																																						
	均等割額	1人につき 6,400円																																																																						
	平等割額	1世帯につき3,400円																																																																						
課税限度額	基礎課税額	530,000円																																																																						
	介護課税額	80,000円																																																																						
医療分	所得割額	8.07/100																																																																						
	資産割額	69.7/100																																																																						
	均等割額	1人につき 25,200円																																																																						
	平等割額	1世帯につき28,600円																																																																						
介護分	所得割額	0.6/100																																																																						
	資産割額	5.8/100																																																																						
	均等割額	1人につき 5,500円																																																																						
	平等割額	1世帯につき3,400円																																																																						
課税限度額	基礎課税額	530,000円																																																																						
	介護課税額	80,000円																																																																						

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年3月15日	合併協議会提案	平成16年3月26日
--------	------------	---------	------------

協議項目（番号）	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22- ①)	関係項目	国民健康保険事業
事務事業・制度名	国民健康保険事業（その2：直営診療所運営事業）	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	<p>1 国民健康保険直営診療所は、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、4診療所の運営にあたっては、新町において「診療所連絡会（仮称）」を設置して、各診療所間の連絡調整を図ると共に、地域医療を担う中での位置づけを明らかにするとともに、本庁直轄管理のもとで均衡ある医療サービスの提供の観点に留意して、経営方針等の一本化を図るものとする。</p> <p>2 4診療所が有する施設整備に係る公債費及び三崎町が有する診療所関係の累積債務については、新町に引き継ぎ、一般会計から措置する繰出金によって処理するものとするが、繰出金の額及びその解消の期間については、新町において財政運営に支障が生じないよう調整するものとする。</p>		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法																																																																								
	伊方町	瀬戸町	三崎町																																																																									
・診療施設および職員の状況	<table border="1"> <tr><td colspan="2">九町診療所</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>伊方町九町1-597-1</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>2067.00 m²</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート3階建</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>897.00 m²</td></tr> <tr><td>建築年月</td><td>昭和58年2月</td></tr> <tr><td>診療科目</td><td>内科・外科</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>医師1, 看護師3 事務員3 (2)</td></tr> <tr><td>出張診療所</td><td></td></tr> </table> <p>※職員数（ ）内は臨時等職員を再掲</p>	九町診療所		所在地	伊方町九町1-597-1	敷地面積	2067.00 m ²	建物構造	鉄筋コンクリート3階建	建築面積	897.00 m ²	建築年月	昭和58年2月	診療科目	内科・外科	職員数	医師1, 看護師3 事務員3 (2)	出張診療所		<table border="1"> <tr><td colspan="2">瀬戸診療所</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>瀬戸町三机2587</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>2229.68 m²</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート2階建</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>1483.03 m²</td></tr> <tr><td>建築年月</td><td>平成14年6月</td></tr> <tr><td>診療科目</td><td>内・外・小児・放射線・肛門</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>医師2, 看護師8(7) 事務員等12 (9)</td></tr> <tr><td>出張診療所</td><td>大久出張診療所</td></tr> </table> <p>※職員数（ ）内は臨時等職員を再掲</p>	瀬戸診療所		所在地	瀬戸町三机2587	敷地面積	2229.68 m ²	建物構造	鉄筋コンクリート2階建	建築面積	1483.03 m ²	建築年月	平成14年6月	診療科目	内・外・小児・放射線・肛門	職員数	医師2, 看護師8(7) 事務員等12 (9)	出張診療所	大久出張診療所	<table border="1"> <tr><td colspan="2">串診療所</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>三崎町串466</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>549.00 m²</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート2階建</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>450.30 m²</td></tr> <tr><td>建築年月</td><td>昭和56年2月</td></tr> <tr><td>診療科目</td><td>内科・外科・小児科</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>医師1, 看護師3 事務員2 (1)</td></tr> <tr><td>出張診療所</td><td>正野出張所</td></tr> </table> <p>※職員数（ ）内は契約社員を再掲</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">二名津診療所</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>三崎町二名津623</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>601.28 m²</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート2階建</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>530.40 m²</td></tr> <tr><td>建築年月</td><td>昭和54年3月</td></tr> <tr><td>診療科目</td><td>内科・外科・整形外科</td></tr> <tr><td>職員数 (臨時等)</td><td>医師1, 看護師3 事務員2</td></tr> <tr><td>出張診療所</td><td>名取出張診療所・釜木</td></tr> </table> <p>※職員数（ ）内は契約社員を再掲</p>	串診療所		所在地	三崎町串466	敷地面積	549.00 m ²	建物構造	鉄筋コンクリート2階建	建築面積	450.30 m ²	建築年月	昭和56年2月	診療科目	内科・外科・小児科	職員数	医師1, 看護師3 事務員2 (1)	出張診療所	正野出張所	二名津診療所		所在地	三崎町二名津623	敷地面積	601.28 m ²	建物構造	鉄筋コンクリート2階建	建築面積	530.40 m ²	建築年月	昭和54年3月	診療科目	内科・外科・整形外科	職員数 (臨時等)	医師1, 看護師3 事務員2	出張診療所	名取出張診療所・釜木	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険直営診療所は、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、4診療所の運営にあたっては、新町において「診療所連絡会（仮称）」を設置して、各診療所間の連絡調整を図ると共に、地域医療を担う中での位置づけを明らかにするとともに、本庁直轄管理のもとで均衡ある医療サービスの提供の観点に留意して、経営方針等の一本化を図るものとする。
九町診療所																																																																												
所在地	伊方町九町1-597-1																																																																											
敷地面積	2067.00 m ²																																																																											
建物構造	鉄筋コンクリート3階建																																																																											
建築面積	897.00 m ²																																																																											
建築年月	昭和58年2月																																																																											
診療科目	内科・外科																																																																											
職員数	医師1, 看護師3 事務員3 (2)																																																																											
出張診療所																																																																												
瀬戸診療所																																																																												
所在地	瀬戸町三机2587																																																																											
敷地面積	2229.68 m ²																																																																											
建物構造	鉄筋コンクリート2階建																																																																											
建築面積	1483.03 m ²																																																																											
建築年月	平成14年6月																																																																											
診療科目	内・外・小児・放射線・肛門																																																																											
職員数	医師2, 看護師8(7) 事務員等12 (9)																																																																											
出張診療所	大久出張診療所																																																																											
串診療所																																																																												
所在地	三崎町串466																																																																											
敷地面積	549.00 m ²																																																																											
建物構造	鉄筋コンクリート2階建																																																																											
建築面積	450.30 m ²																																																																											
建築年月	昭和56年2月																																																																											
診療科目	内科・外科・小児科																																																																											
職員数	医師1, 看護師3 事務員2 (1)																																																																											
出張診療所	正野出張所																																																																											
二名津診療所																																																																												
所在地	三崎町二名津623																																																																											
敷地面積	601.28 m ²																																																																											
建物構造	鉄筋コンクリート2階建																																																																											
建築面積	530.40 m ²																																																																											
建築年月	昭和54年3月																																																																											
診療科目	内科・外科・整形外科																																																																											
職員数 (臨時等)	医師1, 看護師3 事務員2																																																																											
出張診療所	名取出張診療所・釜木																																																																											

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年3月15日	合併協議会提案	平成16年3月26日
--------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22- ①)	関係項目	国民健康保険事業
事務事業・制度名	国民健康保険事業 (その2: 直営診療所運営事業)	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法																																									
	伊方町	瀬戸町	三崎町																																										
・施設整備に係る公債費残高	九町診療所 122,746,470 円	瀬戸診療所 326,907,000 円	串診療所 8,528,710 円 二名津診療所 6,865,784 円 計 15,394,494 円	<ul style="list-style-type: none"> 4診療所が有する施設整備に係る公債費及び三崎町が有する診療所関係の累積債務については、新町に引き継ぎ、一般会計から措置する繰出金によって処理するものとするが、繰出金の額及びその解消の期間については、新町において財政運営に支障が生じないよう調整するものとする 																																									
・平成14年度決算等の状況	<table border="1"> <tr><td>歳入合計 ①</td><td>127,321,163 円</td></tr> <tr><td>うち一般会計繰入 a</td><td>12,808,242 円</td></tr> <tr><td>歳出合計 ②</td><td>113,170,614 円</td></tr> <tr><td>歳入歳出差引 (①-②)</td><td>14,150,549 円</td></tr> <tr><td>単年度収支 ③</td><td>5,926,687 円</td></tr> <tr><td>繰入前の収支 ③-a</td><td>▲ 6,881,555 円</td></tr> <tr><td>基金保有額</td><td>0 円</td></tr> </table>	歳入合計 ①	127,321,163 円		うち一般会計繰入 a	12,808,242 円	歳出合計 ②	113,170,614 円	歳入歳出差引 (①-②)	14,150,549 円	単年度収支 ③	5,926,687 円	繰入前の収支 ③-a	▲ 6,881,555 円	基金保有額	0 円	<table border="1"> <tr><td>歳入合計 ①</td><td>264,877,507 円</td></tr> <tr><td>うち一般会計繰入 a</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>歳出合計 ②</td><td>257,829,015 円</td></tr> <tr><td>歳入歳出差引 (①-②)</td><td>7,048,492 円</td></tr> <tr><td>単年度収支 ③</td><td>▲ 6,896,255 円</td></tr> <tr><td>繰入前の収支 ③-a</td><td>▲ 6,896,255 円</td></tr> <tr><td>基金保有額</td><td>98,196,192 円</td></tr> </table>	歳入合計 ①	264,877,507 円	うち一般会計繰入 a	0 円	歳出合計 ②	257,829,015 円	歳入歳出差引 (①-②)	7,048,492 円	単年度収支 ③	▲ 6,896,255 円	繰入前の収支 ③-a	▲ 6,896,255 円	基金保有額	98,196,192 円	<table border="1"> <tr><td>歳入合計 ①</td><td>243,337,564 円</td></tr> <tr><td>うち一般会計繰入 a</td><td>31,980,000 円</td></tr> <tr><td>歳出合計 ②</td><td>1,089,395,625 円</td></tr> <tr><td>歳入歳出差引 (①-②)</td><td>▲ 846,058,061 円</td></tr> <tr><td>単年度収支 ③</td><td>▲ 12,416,294 円</td></tr> <tr><td>繰入前の収支 ③-a</td><td>▲ 44,396,294 円</td></tr> <tr><td>基金保有額</td><td>0 円</td></tr> </table>	歳入合計 ①	243,337,564 円	うち一般会計繰入 a	31,980,000 円	歳出合計 ②	1,089,395,625 円	歳入歳出差引 (①-②)	▲ 846,058,061 円	単年度収支 ③	▲ 12,416,294 円	繰入前の収支 ③-a	▲ 44,396,294 円	基金保有額
歳入合計 ①	127,321,163 円																																												
うち一般会計繰入 a	12,808,242 円																																												
歳出合計 ②	113,170,614 円																																												
歳入歳出差引 (①-②)	14,150,549 円																																												
単年度収支 ③	5,926,687 円																																												
繰入前の収支 ③-a	▲ 6,881,555 円																																												
基金保有額	0 円																																												
歳入合計 ①	264,877,507 円																																												
うち一般会計繰入 a	0 円																																												
歳出合計 ②	257,829,015 円																																												
歳入歳出差引 (①-②)	7,048,492 円																																												
単年度収支 ③	▲ 6,896,255 円																																												
繰入前の収支 ③-a	▲ 6,896,255 円																																												
基金保有額	98,196,192 円																																												
歳入合計 ①	243,337,564 円																																												
うち一般会計繰入 a	31,980,000 円																																												
歳出合計 ②	1,089,395,625 円																																												
歳入歳出差引 (①-②)	▲ 846,058,061 円																																												
単年度収支 ③	▲ 12,416,294 円																																												
繰入前の収支 ③-a	▲ 44,396,294 円																																												
基金保有額	0 円																																												

協 議 第 3 号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成16年3月26日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会 長 井 上 善 一

新町の名称
新町の名称は「伊方町」とする。

平成 年 月 日 確認

そ の 他

第16回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成15年 1月14日(火) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 2月14日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成15年 3月17日(月) 14:00~
第4回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 4月17日(木) 14:00~
第5回	伊方町	伊方町役場	平成15年 5月23日(金) 10:00~
第6回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 6月27日(金) 10:30~
第7回	伊方町	伊方町民会館	平成15年 7月 2日(水) 14:00~
第8回	三崎町	三崎町民会館	平成15年 7月31日(木) 15:00~
第9回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 9月29日(月) 14:00~
第10回	伊方町	伊方町民会館	平成15年11月 4日(火) 13:30~
第11回	三崎町	三崎町総合体育館	平成15年11月27日(木) 14:00~
第12回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年12月15日(月) 14:00~
第13回	伊方町	伊方町民会館	平成15年12月25日(木) 15:00~
第14回	三崎町	三崎町民会館	平成16年 3月 5日(金) 14:00~
第15回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成16年 3月26日(金) 14:00~
第16回	伊方町	伊方町民会館	平成16年 4月27日(火) 14:00~